

お詫びと訂正

随分以前から取扱い業務のページの4.遺言相続関係に、相続放棄関係の記載がありましたが多くの方々から、不適切であるところのご指摘をいただき、確認いたしましたところ、確かに改めてその記載が正しいものではないと気づきました。

さらにランディングページのコラムについては業者が無断で作成したものでした。内容についてチェックしていなかったことには責任を感じております。

実は登録間もない頃、知り合いから相続放棄について相談を受けました。そのおり、相談者には家庭裁判所に相談すると親切に教えてもらえると、伝えました。その後、その相談者は「家庭裁判所に問い合わせ、丁寧に教えてもらったので無事相続放棄ができました。」感謝されました。

作成等には関わっていなかったものの、アドバイスを作成の指導と掲載したのは今となっては不適切であったと反省しております。

もちろん、街の法律家、あなたの街のご隠居さんを謳っておりますので今後も相談は受けさせていただきます。

内容によっては、これまでも提携先の弁護士事務所、司法書士事務所の紹介など橋渡し役として皆様の力になれるよう頑張っております。

とにもかくにも、私の未熟さからこのような掲載を続けて参りましたこととお詫びするとともに、いろいろとご助言やご指摘をいただいた皆さま方に感謝いたします。今後とも忌憚なくご指導をいただきますようお願いいたします。

令和7年6月19日
行政書士すずき事務所
鈴木 幸夫